

## 西宮市民生・児童協力委員設置要綱

### 1. 趣旨

地域における福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神に基づく民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う民生・児童協力委員を設置し、地域における福祉協力体制の整備を図る。

### 2. 設置数

- (1) 民生・児童協力委員は、民生委員・児童委員1人につき、2人を設置する。
- (2) 民生・児童協力委員の定数は民生委員・児童委員定数(区域担当)の2倍とする。
- (3) 民生・児童協力委員に欠員を生じた場合には、すみやかに欠員を補充する。
- (4) 民生委員・児童委員が欠員となっている区域については、その区域の校区民生委員児童委員協議会の民生委員・児童委員1人につき、2人を設置することができる。

### 3. 委嘱手続

- (1) 民生委員・児童委員が民生・児童協力委員推薦候補者2名を選出し、市長へ届け出る。
- (2) 市長は前号の規定により届け出があった者について、民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条に規定する民生委員協議会の意見を聴いて、市長及び西宮市民生委員・児童委員会会長が委嘱する。
- (3) 市は、委嘱状等を民生委員・児童委員に交付し、民生委員・児童委員から民生・児童協力委員に伝達する。

### 4. 選任基準

- (1) 社会福祉の精神に基づいて、民生委員・児童委員に協力して職務を遂行できる者とする。
- (2) 民生委員・児童委員担当区域内に居住する者とする。
- (3) 民生委員法第6条に規定する民生委員の推薦に関する要件は、民生・児童協力委員には適用されない。
- (4) 重層的な福祉協力体制を整備するのが目的であるが、西宮市福祉協力員などが民生・児童協力委員を兼ねるほうが地域の福祉活動を円滑に行える場合、また、他に適当な者がいないなどの事情があるところは、これらの者が民生・児童協力委員を兼務することもさしつかえない。

### 5. 職務

民生・児童協力委員は、民生委員・児童委員の職務を侵さず、住民のプライバシーに直接的に関与せず、民間ボランティアの立場で活動するものとし、その職務は次のとおりとする。

- (1) 地域住民の生活状態を適切に把握し、必要な情報を民生委員・児童委員に連絡通報すること。
- (2) 高齢者、障害者、児童等のいる家庭への友愛訪問等を行うこと。
- (3) 市の福祉施策の普及啓発を行うこと。
- (4) その他地域の福祉活動に協力すること。

### 6. 守秘義務

民生・児童協力委員は、その職務を遂行するにあたっては、個人の人格を尊重し、その身

上に関する秘密を守らなければならない。

#### 7. 民生委員・児童委員との連携

民生・児童協力委員はその職務を遂行するにあたり、民生委員・児童委員と緊密な連携を保たなければならない。

#### 8. 任期

民生・児童協力委員の任期は、3年とする。ただし、第2項第3号の規定に基づいて民生・児童協力委員を委嘱される者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 9. 解嘱

民生・児童協力委員が、次の各号の一つに該当する場合、市長は西宮市民生委員・児童委員会会長と協議し、民生・児童協力委員を解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- (3) 民生・児童協力委員たるにふさわしくない非行のあった場合

#### 10. 指揮監督等

- (1) 民生・児童協力委員はその職務に関し、市長及び西宮市民生委員・児童委員会会長の指揮監督を受ける。
- (2) 市長は、民生・児童協力委員に対し、その職務に関して必要な指示をすることができる。
- (3) 民生委員・児童委員は、民生・児童協力委員に対し、民生委員・児童委員の職務に関して必要な協力を求めることができる。
- (4) 民生・児童協力委員は、その職務に関して必要と認める意見を民生委員協議会を通じて関係機関に具申することができる。

#### 11. その他

- (1) 民生・児童協力委員は、活動中の事故に備えて兵庫県ボランティア災害共済制度に一括して加入するものとする。
- (2) 民生・児童協力委員に対する研修は、市が西宮市民生委員・児童委員会に委託して実施する。

付則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。